

西宮市障害福祉推進計画策定委員会（平成28年度第1回） 議事録

日 時：平成28年10月11日（火） 午後2時～午後4時10分

場 所：西宮市職員会館3階 大ホール

出席委員：北野会長、吉田副会長、近藤委員、清水委員、角野委員、高田委員、
玉木委員、西田委員、藤田委員、三浦委員、森裏委員
計11名

傍聴者：3名

次 第：1. 開会

2. 委員・関係職員紹介

3. 議事

(1) 西宮市障害福祉推進計画について

(2) 西宮市障害者等実態調査（アンケート調査）について

(3) 第4期西宮市障害福祉推進計画の進捗状況について

4. 閉会

配付資料：資料1 西宮市障害福祉推進計画について

資料2 西宮市障害者等実態調査（アンケート調査）について

資料3 第4期西宮市障害福祉推進計画の進捗状況について

資料別冊 アンケート調査票（案）

追加資料 アンケート調査項目について

追加資料② アンケート調査票（案）～資料別冊の差し替え～

1. 開会

○健康福祉局長より開会のあいさつ

2. 委員・関係職員紹介

○出席委員の自己紹介

○事務局員の紹介

○傍聴者の確認

3. 議事

(1) 西宮市障害福祉推進計画について

【資料1「西宮市障害福祉推進計画について」について、事務局より説明】

【会長】

委員から何か質問や意見があればお願いしたい。

【委員】

本計画の期間が平成 29 年度までとなっており、平成 30 年度からの次期計画には国の方針なども踏まえる必要があると考えるが、新規事業や報酬改定の中身などは平成 29 年度末ぎりぎりまで示されない可能性がある。そういった場合においても、平成 29 年度中に当該内容を盛り込もうと考えているのか、あるいは、法律上は計画は期間中であっても内容を変更することができることが明示されているため、平成 30 年度以降見直しを行い、徐々に微調整を行なっていくことを想定されているのか、本市計画への国の方針の反映の仕方について、タイムスケジュール的なこととあわせてお聞きしたい。

【事務局】

現時点では、どれくらいの規模の修正が必要になるかが不明確であるため回答しかねる。

【会長】

資料 1 の 2 ページに、本委員会のスケジュールが掲載されており、平成30年度 7 月に委員改選が予定されているが、改選前の平成30年度の早い時期に策定員会を開催することなども視野に入れて検討していただきたい。

【委員】

現在の11名の委員体制から、平成29年度には臨時委員 9 名を加え、20名体制で委員会を運営する旨の説明があったが、臨時委員の構成をどのように考えているのか。

【事務局】

委員の構成区分は大きく学識経験者、関係団体、当事者団体、事業者、公募市民の 5 つの区分に分けられる。担当者レベルでの回答にはなるが、このうち「事業者」については現在の構成で満たせていると考えるため、「学識経験者」から 1 名、「関係団体」から民生児童委員、医療関係者、就労関係者から各 1 名ずつ、「当事者団体」からいずれかの団体から 3 名、「公募市民」から 2 名を選出したいと考えている。

今後、調整を行う過程で変更になる可能性はあるが、今年の12月か遅くても来年早々には委員就任依頼のために動き出したいと考えている。

【委員】

現在、精神分野からの委員参加が 1 名のみであるため、臨時委員の当該分野からの選出を検討していただきたい。

(2) 西宮市障害者等実態調査（アンケート調査）について

【資料 2 「西宮市障害者等実態調査について」、追加資料「アンケート調査項目について」、追加資料②「アンケート調査票（案）～資料別冊の差し替え～」について、事務局より説明】

【会長】

事前に配布された資料別冊からの主な変更点について説明していただいた。

変更前のアンケート調査項目について、地域自立支援協議会や障害福祉施策推進懇談会などの意見を踏まえた結果、設問数が多くなった経緯があり、設問数が多いと、回答者の負担となり、回答数が減ってしまうおそれがある。事前配布資料に目を通したときに、私以外の委員も、質問項目を統合するなどして一定整理する必要があると思われたのではないかと推察するが、コンサル事業者とも協議した上で精査されたことが分かった。削除した設問に関して、追加資料でもう少し詳しく説明していただきたい。

【追加資料「アンケート調査項目について」について、事務局より補足説明】

【会長】

事務局より、事前に配布された資料からの変更点について、特に、設問を削除した理由について説明していただいた。他の設問との関係で取りたてて尋ねる必要がないものと、尋ねたところで今後の施策に反映できそうにないものの、2つの主な理由がある点について理解した。

委員から他に質問や意見があればお願いしたい。

【委員】

追加資料②「アンケート調査票（案）」の問1の「このアンケート調査にどのようにお答えになりましたか」の選択肢に関して、事前に配付された資料別冊のそれと順番が変わっている。

「あなたがひとりで記入する」「家族と相談しながら記入する」などの、どのように記入したかという“記入プロセス”の視点と、「あなたが答えて、家族が記入する」「あなたが答えて、福祉事業所職員など介助・支援者が記入する」などの誰が記入したかという“記入行為”の視点があるが、「家族があなた（本人）の立場で代わりに記入する」の選択肢はそれらが混在しており、設問の意図が伝わりづらくなっている。現在の選択肢に落ち着いた経緯はあるのか。

いずれにしても、あなた（本人）が答えるアンケートであるということをはっきりさせる必要があると考える。

【会長】

本設問は、調査対象者である本人の意思決定がどの程度反映されている回答なのかを把握するためのものであると理解するが、選択肢がそれぞれどのように異なるのかをもう少し分かりやすくする必要がある。もし市の方で考えがあれば説明していただきたい。

【事務局】

障害者等の実態調査に関しては、国が調査票案を示しており、当該案は「アンケートに答えるのは誰か」という問いに対して、「本人」「家族」「家族以外の介助者」というシンプルな選択肢が設定されている。一方本市の調査票は、施策推進懇談会や策定委員会などの、「誰の意思により、誰が記入しているかまで把握すべき」との意見を踏まえて、現在のような選択肢の設定となっている。

【会長】

委員のご指摘のとおり、「あなたがひとりで記入する」「あなたが答えて、家族が記入する」「あなたが答えて、介助・支援者が記入する」の3つは、記入する者は異なるが、本人の意思は明確である。「家族があなたの立場で代わりに記入する」という選択肢は、家族が本人の意思決定を支援しながら本人の意思を踏まえて記入するという意味であると考えますが、それを各回答者がどのように捉えるか不確かである。「家族と相談しながらあなたが記入する」は「介助・支援者と相談しながらあなたが記入する」の選択肢に関しては、誰かと相談しながらあなたが記入する場合の他に、相談相手が記入する場合なども想定される。

本設問で把握したいのは、誰が記入したかということと、誰の意思に基づき記入されたかということである。

【委員】

プロセスはいろいろ考えられるが、重要なのは本人の意見かどうかである。

【会長】

本人の意見であるということの確認はこの設問で行えると考えます。

【委員】

回答主体となる「あなた」が誰かを考える時に、調査票の設問を読んで理解できる方でなければ回答することができないと思われる。

調査票の設問を読むことすら困難な方に関しては、例えば保護者が、その人になりきって書けるのであれば書いてもらってもよいと考える。

本設問において誰が記入したかを尋ねる点に関して、自分で記入できない方から、どの程度回答があったかを把握するためのデータとしては価値があるのではないかと考える。

【委員】

同設問の「家族があなたの代わりに答えて記入する」の選択肢に関して、本人の意思を尊重することは当然のことではあるが、制度の認知度や利用意向の設問などの難しい設問は、たとえ本人の意思があったとしても、本人が思っていることを十分理解することができずに、親や記入者の思いが記入されてしまうことなどが想定される。このため、施策推進懇談会の場で、アンケートの回答が誰の思いで記入されたかを把握できるようにして欲しいと要望し、それを市が反映した結果、現在のような選択肢が設定されたものとする。

【会長】

ポイントが2つあって、一つはこの設問がどのような意味を持つのか、何を尋ねているのか、調査結果を集計することにより、どのようなことを把握することが可能になるかということである。

もう一つは、誰が回答を記入したかということと、その回答が誰の思いなのかということをつけて尋ねた場合に、誰の思いかの設問に関しては、「本人」以外の回答をされる方は、ほとんどいないものと思われるため、その設問は無意味である。

【委員】

西宮市の考えにもよるが、個人的には誰が記入したかのデータは必要であると考えている。

調査結果に基づいた施策の方向性を示す際に、「これは明らかにこの人の意見である」というふうに言いきるためには、誰が回答したかのデータは必要である。

前回のアンケート調査で、6割程度の回収率があったということは、かなり高い数字だと考える。前回調査の回答者全員を今回の調査対象とすれば、高い回答率が期待できる。これに加えて今回初めて調査対象となった方の協力が得られれば、7割を超える方から回答が得られるかも知れない。

【会長】

記入行為に重きを置くのであれば、「家族と相談しながらあなたが記入する」「ヘルパーや福祉事業所の職員など介助・支援者と相談しながらあなたが記入する」という選択肢以外にも、家族または介助・支援者と相談しながら、あなた以外の人が記入するという場合も想定される。

【委員】

誰が答えたかと、誰が記入したかを分けて尋ねたら分かりやすいのではないか。

【会長】

この設問に関して、委員の意見も踏まえて事務局で整理していただきたい。

【委員】

アンケート調査票の導入部分の〈回答にあたってのお願い〉にも記載しているので、このような選択肢が設定されていると思われるが、実際に本設問により尋ねた方が実態を把握できるのであれば、選択肢をもう少し分かりやすくさえすれば問題ないと考えている。

【事務局】

本設問に関しては今回意見をいただいたので、会長、副会長に相談した上で整理させていただきたい。

【委員】

資料2の1ページの調査方法について、身体障害と知的障害との割合を考えると、約2.7対1になる。例えば、障害者手帳所持者ベースで考えた場合には、知的障害の対象者数は適当な数字であると思われるが、精神障害と難病の対象者数は少なめの設定となっている。

身体障害が主障害である方の福祉サービス利用や相談をあまり受けていない状況である。身体障害の方が圧倒的に多く、16,000人を超えており、65歳以上の方のうち、肢体及び内部障害のある方を除いてもなお5,846人存在しているが、過大評価されているように見受けられる。

身体障害手帳所持者の50歳以上の方は全体の約8割を占めている。65歳を超えた聴覚・言語障害のある方は6年前と比べて非常に増えているが、おそらく高齢になられて、脳血管疾患等に起因するものではないかと推察するが、障害福祉推進計画の対象像からは、少しずれている気がする。身体障害以外の障害の対象者数をもう少し増やしても良いのではないかと考える。

【会長】

身体障害のうち65歳以上は視覚・聴覚のみが調査対象となっている。通常は、高齢の身体障害者は介護保険の対象となるため、高齢部門による支援としてもらうこととして、障害部門としては視覚・聴覚の障害のある方を中心に調査することになる。

委員のご指摘のとおり、手帳所持者数からすれば圧倒的に身体障害が多くなっている。65歳以上の方が多いので、減らしてしまっているということと、軽度の身体障害者と軽度の知的障害とを比較した場合に、知的障害に対する福祉的支援の割合が高くなっている。知的障害や精神障害のある方をメインに調査する必要があると考えた場合に、特に精神障害の調査対象は750人ではやや少ないかも知れない。

【委員】

精神障害と難病の方の割合が、手帳所持者数で按分した場合にかなり下回っている。ここ数年は精神障害のある方の手帳取得件数が激増しているし、難病の方も増えている状況である。調査対象者数を設定するための何かしらのものさしや根拠が必要であると考えます。

【会長】

そういったことを勘案して、難病の対象者数は当初500であったが、750に数を増やした経緯がある。難病の調査対象者については、医療受給者から抽出されることになるが、医療受給者全員が、何かしらの福祉的支援が必ず必要かと言えば、イコールにはならないため、少なめに設定されている。

【委員】

資料2の2ページに掲載されている表の備考には障害者手帳所持者数等が示されており、このうち概ね3分の1の方に対しての調査を行うことになっている。2つの特徴の違いとしては、一つは精神だけ3割に達していないことと、障害児は数が限られているといったところで、ほぼ対象者が100パーセントとなるように設定されているため、それを種別毎に並べた時のデータの出し方に不公平性が出ているのではないかと考える。

いずれの種別も母数の何割かを調査対象者数として設定すれば、数字的には問題ないのではないかと。

【会長】

一方で、手帳所持者数と障害者の実態は完全には一致しない。手帳所持者数だけでは本当に調べる時に難しい問題になってくる。精神の方は幅広く手帳を持っていない、医療補助を受けていない方がいることなどを考えると難しい問題である。

【委員】

難しいがそこを割り切る必要があると考える。

この数字で割り切って、精神を少なすぎるから、そこを上げる必要があつて、例えば33%を対象とするならそのように設定して、障害児以外は全体的に格好がつくということと、精神障害も含めて身体障害の手帳を取得しない方や、認めたくない方もいるかと思うが、それは今回の実態調査のみでカバーできることではないので、別途意識調査をしっかりと行う必要があると考える。

【委員】

精神障害の調査対象者数が、平成22年度に実施した調査から50人しか増えていない。

実態はここには表われていないが、かなりの数が存在していると思われるため、もう少し対象者数を増やしていただきたい。

【委員】

施策推進懇談会において難病グループにグループ分けされた際に、対象者数を増やすように提案し、それが反映された。精神障害についても、手帳所持者数が1,000人くらい純増しているが、調査対象者数は50人しか増えていない。平成30年度以降いろいろな障害福祉に関する制度が変わることに加えて、就労面での法定雇用率の算定に当たり精神障害者保健福祉手帳所持者数が加味されることを踏まえると、手帳所持者数の実数に基づいた調査を行った方がよいと考える。

【会長】

委員の皆さんからそういった意見が多く出たので、精神障害の調査対象者数について検討していただきたい。

【事務局】

検討させていただく。

【委員】

資料2の9ページ以降に施策推進懇談会の各グループで出された意見が掲載されており、15ページには児童グループにおける意見のうちどの意見が調査票の調査項目に反映されたかが示されているが、このうち外出時の困りごとを問う設問に関して「『外出したいときに出かけられない』などの意見が反映されるような質問項目を設定すべき」との意見が調査票案に反映されたことになっているが、調査票のどの部分に盛り込まれたのか説明していただきたい。

【事務局】

委員のご指摘のとおり、児童と知的障害に関して調査票にも盛り込めていない。その他の身体障害等の調査票に関しては、「介助者がいなければ外出できない（外出したいときに外出できない）」という選択肢を追加している。児童と知的障害についても同様の選択肢を設定したい。

【委員】

追加資料の4ページのところで、介護保健サービスの利用状況に関する設問が削除された旨の説明を受けた。身体障害以外の種別に関しては、18歳以上の全ての方から無作為抽出するということであるので、当然65歳以上の方も調査対象となり得る。65歳以上の障害のある方は、障害福祉サービスと介護保険サービスを併給されている方や、介護保険サービスのみを受給されている方もおられて、今後、介護保険に係る計画との連動を図っていく過程において、高齢障害者がどのようなサービスを利用しているかを尋ねるために、本設問を設定してもよいと考える。

【会長】

介護保険サービスの利用状況に関して、障害福祉サービスと介護保険サービスを併給されている方がどの程度存在しているかについては、今後、障害者の相談にも関わってくるため、障害関係者が把握しておくべきデータであると考え。また、65歳以上の方が福祉サービスを併給する傾向等を分析するためにデータを収集する必要があると考える。

【事務局】

設問数を絞り込む必要があったため、介護認定状況のみを把握することとした。

【事務局】

介護保険サービスの支給管理データと各障害者手帳や障害福祉サービス支給管理のデータを突合することにより、障害福祉サービス受給者のうち、どの程度の方が介護保険サービスを利用しているかは把握することができるため、あえて今回の調査で尋ねる必要はないと考える。

【委員】

調査票の調査項目に関して、前半は全種別共通の設問が設定されているが、途中から障害特性等に応じた設問となっているように見受けられる。

「その他」の選択肢が設定されている設問に関して、「その他」が選択肢の最後に設定されている設問と、「その他」が選択肢の中程に設定されている設問とが混在しており、分かりにくくなっているが、これは意図的なものか。

例えば精神障害の調査票で見ると、追加資料の9ページの間30の設問は「その他」の選択肢が最後に設定されているが、同資料の10ページの間33の設問では、「その他」の選択肢は最後ではなく、「特にない」の前に置かれている。

【事務局】

確認した上で整理したい。

(3) 第4期西宮市障害福祉推進計画の進捗状況について

【資料3「第4期西宮市障害福祉推進計画の進捗状況について」について、事務局より説明】

【会長】

委員から何か質問や意見があればお願いしたい。

【委員】

こども未来センターに関して、入口としての機能ができあがったばかりであるため、当該センターがこういう所だということが、市民に分かるように周知していただきたい。

選ばれた人だけではなく、誰もがセンターを利用しやすくなるようにして、センターを利用することによって、障害児の親の疑問が解消され、医療的ケアが必要なのか、訓練が必要なのかなど、様々な相談に対して柔軟に対応していただきたい。障害児を抱える家族に対して、他の子ども（兄弟）や親のケアも担っていただきたい。

家庭で子どもを育てる際に、国はこういう方針を示しているが、西宮市では先駆的にこういう取組を進めていくといった明確なビジョンを市民に向けて発信していただきたい。

【事務局】

委員の意見のとおり、障害児だけでなく、親のケアも重要な課題であると考えている。

医療にかかってからの、障害を受け入れる親の気持ちや生活面での相談など、どこまでケアできるかが重要な課題となっている。人的な整備をどこまでできるかということにかかってくるが、このことについては、こども未来センター全体の課題として認識し、検討しているところである。

【委員】

今年度にグループホームを開設しようと補助申請を行ったが、国庫補助が付かなかったため、着手できなかった。グループホームに限ったことではないが、大規模修繕に係る補助が満額付かず削られるなど、実際に、近年国庫補助が厳しくなっているという話を聞いている。

今後、様々な事業を展開していくためには、西宮市の単独予算で賄うことは困難であると思われるため、国庫補助は必須であると考えているが、今後の国庫補助の見通しについて、市の見解をお聞きしたい。

【会長】

大きな課題であると考えている。次期計画の6年間において、国庫補助が付かなかったから、グループホームを整備することができなかったでは誰も納得しないだろう。今の状況を打開するために、次期計画の6カ年の間に、踏み込んだ施策を講じなければならないと考える。

【事務局】

全国的に優先順位の高い施策であるグループホームの整備事業に国庫補助が付かなかったことは、市としてもショックを受けた。

西宮市はこれまで国庫補助が満額付いてきた経緯があるが、他市の状況を調べてみたところ、大阪府や兵庫県内の中核市ではすでに補助割れしている自治体もあることが分かり、西宮市にもその順番が回ってきたと感じている。

これまでのやり方としては、国庫補助を使えるところは活用して、国庫補助が付くとそれに応じて、市も3分の1や6分の1を負担しながら事業を展開してきた。

国庫補助が付かなかった理由について近畿厚生局などにも問い合わせたが、財政上の理由としか回答が得られなかったため、これが今年度に限ったことなのか、来年度以降も続くのか、国庫補助の動向が今後どうなるかは不透明である。しかし、国庫補助が付かなかった場合に、市単独で支出できるように取扱いを改めるのか、財政当局とも協議しながら市が行える対応について検討したいと考える。

【事務局】

委員の質問として、グループホームだけではなく、障害施策全体をどうするのかといった話になるかと思われる。

どのような市民ニーズがあるのか、また地域自立支援協議会を含めて市全体としてどのようなことに優先的に取り組んでいくのかについては、市の財源にも限りがあるため、まさに障害福祉推進計画の中で優先的に取り組む課題を明確にしておく必要がある。そういった意味では、補助金が付くのか付かないのかも含めて、この計画の中でポイントを示しながら施策の展開を図っていくことに、本計画を策定する意味があると考えている。

【会長】

国は、入所施設からの地域移行者数や施設入所者の削減数などの目標設定する考え方を示しており、それに基づき、市も目標数値を設定しているところである。これに関して、市が目標を達成できなかった理由として、国がグループホームを整備するために必要な国庫補助を付けなかったことも要因の一つとしてあげられる。

しかし、障害のある方の生活にとって必要であると認識し、重点施策として位置づけているからには、やはり市としてどのように独自で施策を展開するかについて議論を進めていかざるを得ない。

市に対してあれもしてほしい、これもしてほしいという訳にはいかないが、大事なところはしっかりと計画に落とし込み、計画の中で重点的に取り組むべき施策の優先順位を付けて、市がそれを踏まえて展開していくことが大切である。

【委員】

消費税の財源確保に関して、市長会等もあまり言及しておらず、医療、年金、介護、子育ての分野でキャパの奪い合いが生じている。

小手先で積み上げた厚労省の障害福祉の枠だけで、障害福祉施策を展開するには限界があるため、市としても市長会などを通じて消費税の財源を障害福祉施策に充当するように、国へ要望していただきたい。

【委員】

国庫補助が付かなかったからグループホームの整備等が進まなかったという話があり、「ふれぼの」に関しても地域生活支援拠点という位置付けで作られたと思うが、西宮市に必要であると思われる緊急時の受入れや対応機能が付加されなかったのは残念である。グループホームが整備されず、施設からの退所も迫られる中、地域で生活するために必要な財源が付かないのであれば、今の状況でできることから取り組んでいただきたい。

面的整備という言葉はよく聞くが、具体的にどのような面的整備が進められているのか説明していただきたい。

【会長】

地域生活支援拠点は、来年度末までに施策展開しなければならないが、おそらく次期計画の大きな目玉になると考えている。

次期計画の中で、西宮市にはこのような機能が必要だから、そのために必要な体制を整備して、どのように運営していく必要があるのかということを確認にした上で、実際に取り組んでいくことになると思われる。

【委員】

障害者差別解消に向けた取組に関して、その方向性としては市の各課で対応することになっていると思われるが、事業者や市民からの相談も含めて、これまでにどのような相談があって、それに対してどのように対応してきたかについて説明していただきたい。

障害者差別に係る相談事例を類型化していかなければ、何をもって障害者差別となるのか、障害者に対してこういう対応をしてもよいのかということを確認する必要があるが、せっかく動き始めた取組がもったいない。

二点目は、西宮市は障害者差別解消支援地域協議会を設置しているということであるが、兵庫県などの動きを見ていると、やはり斡旋・調整の仕組みが明確でなければ、障害者差別としてあがってきた問題を誰がどのように解決するかといった仕組みがあいまいになっていることもあると思われるので、ぜひそこはもう少し踏み込んで、特に斡旋・調整の仕組みを検討していただきたい。

【会長】

委員の今の質問は、資料3の8ページに記載されている障害者差別解消に向けた取組の中で、市町村で実際に起こっている事例については、あまり聞こえてこないが、公的な機関における差別を解消するための取組をどうしているのかということが1つと、二点目は、法律は施行されたが、国は実際の斡旋・調整の仕組みを市町村に丸投げしたかたちになっているが、西宮市としてどのように考えているかという内容であったかと思う。

明石市では条例を制定し、独自の施策を展開しているが、西宮市ではどのように考えているかお聞きしたい。

【事務局】

これまでに障害者差別に関する相談が12件寄せられている。内容は球場やコンサート会場などにおいて環境整備が十分でないというような相談が寄せられている。

具体的な対応としては、相手の事業者に対して事実確認を行った上で、障害者差別解消法の説明とあわせて、障害理解のための啓発を行っている。斡旋・調整等の機能の必要性については、障害者差別解消支援地域協議会の役割を担っている権利擁護委員会において、相談事例等を踏まえながら関係機関との連携を中心に検討していきたい。

【会長】

何らかの形で展開していくことについて、次期計画に盛り込むために、本委員会でも協議していくということか。

【事務局】

お見込みのとおり。

【委員】

先ほど説明のあった12件は事業者による差別に関する相談が主であり、市役所内における差別に関する相談もあると思われるが、対応要領に基づき対応したところ、こういう課題が生じて、また対応要領を踏まえてこのように解決したというような事例があればお聞きしたい。

【事務局】

市内の行政機関に関する相談事例としては、ハローワークの対応について相談を受けた。障害のある方の窓口対応の時間に制限が設けられているという内容の相談であったため、当該機関に事実確認を行った上で善処してもらうようお願いした。

今後は研修などを通じて、どういった合理的配慮が求められるかについて庁内に周知していきたい。

【事務局】

庁内における相談事例の報告は受けていないが、実際に困りごとがないわけではなく、障害のある方がこうした配慮をしてほしいと思ったとしても、まだまだ声を上げにくい環境があるのではないかと推測する。不当な差別的取扱いや必要な配慮について事例を通じた広報が必要であると考え、それに取り組んでいるところである。「必要な配慮を相手に伝えれば、何らかの対応がある」ことについて普及啓発が進むにつれて、今後は相談も増えてくるのではないかと考える。

【委員】

計画の進捗状況の報告を受けて、地域自立支援協議会が多くの場面で関わっており、重要な役割を担っている印象を受けた。地域自立支援協議会の中で検討されている内容が、市が推し進めようとしている施策としっかりと連動しているかが疑問である。このため、市は、実践部隊の役割を担っている地域自立支援協議会における取組の分析や、同協議会へ投げかけていくような仕

組みも検討する必要があると考える。例えば地域生活移行部会は、施設入所者の地域移行についてかなり前から取り組んでいるにも関わらず、なかなか前に進まないところがあるが、その結果を受けて、市は同部会にどのようなことに取り組んでもらうのがよいかを検討する必要がある。

また、市内における相談支援体制については相談支援部会の中で検討し、初任者研修を企画提案し、実際に実行し、一定の成果が現われている。しかし、各事業所において異動等により、マンパワー不足や、必要となる人手不足の問題がこれからも続くはずであるので、西宮市では初任者研修をやり続ける必要があると考える。

計画相談支援が始まったときに、基幹相談支援センターが設置され、同センターと指定相談支援事業所とのダブルチームによる運用が開始されたが、これについての検証が十分になされていないことや、権利擁護支援センター、アイビー、地域包括支援センターそしてこども未来センターなど、市内の専門相談機関との連携を図っていかなければ、面的整備はなかなか進みにくいと考える。このことについて、単なる連携ではなく、大きな意味での連携体制について計画に明記し、計画に基づく実践機能として連携場面を作っていかなければ、地域自立支援協議会の各部会の形骸化も進んでしまうと考える。

【会長】

資料1の2ページに掲載されている計画策定体制図のとおり、地域自立支援協議会は、課題毎に部会に分かれて協議を行っているため、市と本協議会や部会との間でボールの投げ合いを行っていただきたい。部会の動きを全体として把握していきたいと考える。

【委員】

知的障害のアンケート調査票についても、他の種別と同様に、答えるために気をつけることの中に「分かる範囲で教えてください」という説明文も必要ではないかと考える。

文中の選択肢に関しても、「その他」となっている設問もあれば「そのほか」となっている設問も見受けられる。また、「あなた」の後ろに括弧書きで“(本人)”が付記されている選択肢もあれば、付記されていないものも見受けられるため、このことについて整理をお願いしたい。

国の補助に関わることは、国の動きに縛られてしまうため、市ができることから考えていく必要がある。

平成30年度にはかなり大きな制度改正があると言われている。相談支援専門員研修も内容に変更があり、枠組み自体が研修プログラムとして変わるなど情報が入ってきている。詳細はまだ示されていないがそれらにも対応をしていかなければならない。

【会長】

お金の問題以外にも、市民全体の問題として、知恵を出し合いながらいっしょに考えていく必要がある。

【委員】

本委員会の委員と行政も一丸となって地域のために努めていきたい。西宮市の財産になるのであれば頑張りたい。地域の代表として私たちは選ばれている。これからもよろしくお願ひしたい。

4. 閉会

【事務局】

議事の1つ目の障害福祉推進計画について説明したときに申し上げたとおり、次回は来年2月の中旬ごろの開催を予定している。委員の皆様の都合が合うようであれば、この場で次回の開催日を決定したいと考えるがいかがか。

【委員・全員】

異議なし。

【事務局】

候補日は、2月14日、15日のいずれも午前を候補日として設定している。

<委員間で調整>

【事務局】

調整した結果、次回の委員会は2月15日（水）の午前10時から開催することとしたい。会場は追って連絡させていただく。

これをもって閉会させていただく。長時間ありがとうございました。